

レセ電通信医 26008 号  
平成 26 年 11 月 26 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会レセプト電算部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省  
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）の一部が、平成 26 年厚生労働省告示第 443 号をもって改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC 用）（以下「記録条件仕様」という。）が下記のとおり変更され、本日、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

#### 記

#### 変更内容

記録条件仕様の「別表 2 6 診療区分コード」に以下が追加された。

「0146 ポスチニブ水和物」